

質問回答書

契約番号 -

件名 次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
1	業務委託仕様書	P.2 8 部分払 履行予定月 P.51 8. その他特記事項 8. 1. 前提条件等	「8 部分払い」のところで、例えば履行予定月が「契約締結日から令和9年3月まで」とありますが、履行完了月を3月ではなく1月にしていただき、各年度において、ご入金を年度内にお支払いいただくことは可能でしょうか。	履行予定月は設計上の予定として記載しているものであり、具体的な履行時期については、契約締結後、業務の進捗状況等を踏まえ、受託者と協議のうえ決定します。また、部分払及び支払時期については、契約書、仕様書、委託約款等の規定に基づき取り扱うものとし、履行実績及び検査結果等を踏まえて対応します。
2	業務委託仕様書	P.20～P.21 1.6.5 システム運用・保守	現行の福祉保健システムの保守拠点は、本業務でも引き続き利用可能でしょうか。また可能である場合、いつまで利用可能でしょうか。	利用できない前提で御提案ください。
3	業務委託仕様書	P.21 2. 1. 3. 標準仕様等への準拠	「改正された法令及び規定等への対応は本業務内で実施する必要があります（別途追加費用を支払わないことを意味する。なお、影響の大きな法改正対応等の追加費用については、別途本市と協議とする。）。ただし、仕様凍結後に変更が生じる場合は、本市と協議の上、対応を決定してください。」 上記の文言について、プロジェクト開始から仕様凍結までの標準仕様改版やその他法改正を本業務内で実施する際の質問です。法改正に関して、システム変更のタイミングで仕様が変わってしまった場合、職員様の運用（オンライン/パッチの違い）や市民に大きな影響を与えることが想定されます。つきましては、プロジェクト開始から仕様凍結までの法改正仕様は、原則として現行福祉システムの改修と同じ仕様にならない理解でよいでしょうか。	必ず現行福祉システムの改修と同じ仕様にならないわけではありません。貴社システムの機能に沿った御提案をいただき、仕様書に記載のとおり、仕様凍結後に変更が生じる場合は、本市と協議の上、対応を決定してください。
4	・業務委託仕様書 ・補足資料1_要件の各項目の見方・回答の手引き ・別紙2-1～別紙4-1 機能要件、帳票要件、横浜市独自要件、連携要件	業務委託仕様書 P.23 2.3.2 成果物の著作権	成果物の著作権について、従前から保有していた著作権を除き、本業務で新たに作成したものについては貴市に譲渡し、著作権人格権は行使しないものとするが記載されています。「機能要件、帳票要件、横浜市独自要件、連携要件」で、本事業の開始までに実装しておらず、貴市と要件定義を行い新たに実装するものは、著作権は貴市に属する認識でよろしかったでしょうか。	御認識のとおりです。
5	業務委託仕様書	P.24 3. 2. 1. 連携要件	次期福祉保健システムが、標準化済の業務と連携する場合は標準化レイアウトによる連携をする一方で、それ以外の業務（標準対象未済の業務、標準対象外業務）は「補足資料4_連携一覧.xlsx」の連携（現行レイアウト）を実装しなければならないという理解でよいでしょうか。	補足資料4については、現行システムの連携を一覧化しているものです。必要なデータ連携については、各事業の連携要件をご確認ください。
6	業務委託仕様書	P.26 3. 2. 2. 他システムとの連携仕様の確認及び調整	基盤システムの共有フォルダ経由のデータ連携においては下記3つの時点ごとにそれぞれ連携機能を構築すると理解しましたが認識は合っていますでしょうか。 ①連携相手が標準化前で基盤廃止前 ... 基盤システムの共有フォルダによる連携（既存インターフェース仕様） ②連携相手が標準化前で基盤廃止したとき ... 相手システムの基盤に対する連携仕様による連携（過渡期インターフェース仕様） ③連携相手が標準化したとき ... オブジェクトストレージ経由による連携（標準インターフェース仕様） ※時点およびインターフェース仕様は対向先ごとにそれぞれ異なる（「補足資料4_連携一覧」に基づく） ※対向システムが標準化対象外システムの場合は③はなし	3つの時点ごとにそれぞれ連携機能を構築する想定はありません。記載いただいた③の前提でご回答ください。また、※で記載された、標準化対象外システムを対向システムとした連携についても、国の標準仕様書に基づき、原則API連携又はファイル連携とします。
7	業務委託仕様書	P.28 3. 3. 2. 国が提示する共通機能以外の機能	組織改編（新設・分割）等の場合、権限付与した結果が間違いないことを職員様が確認できる仕組みが必要だと思います。（権限反映は自動化しても権限付与自体に誤りがある場合があるため）。特に大規模再編が行われた時など大量の権限付与結果を短時間で確認するため、職員様による確認（可視化）を含め・補正・再適用のシステム化が必須要件と考えています。その前提で認識は合っていますでしょうか。	組織改編の対応については、【別紙6】運用要件の＜定常運用作業＞6-1、【別紙2-6】重要機能要件及び補足資料3で表現しているとおりです。対象となる要件を踏まえたうえで、提案評価表7-1にて貴社の想定を御提案ください。
8	業務委託仕様書	P.29 3. 4. 2. データベースVIEW連携	基盤システムのVIEWを経由した他システム連携においては下記3つの時点ごとにそれぞれ連携機能を構築すると理解しましたが認識は合っていますでしょうか。 ①連携相手が標準化前で基盤廃止前 ... 基盤システムのVIEWによる連携（既存インターフェース仕様） ②連携相手が標準化前で基盤廃止したとき ... 相手システムの基盤に対する連携仕様による連携（過渡期インターフェース仕様） ③連携相手が標準化したとき ... オブジェクトストレージ経由による連携（標準インターフェース仕様） ※時点およびインターフェース仕様は対向先ごとにそれぞれ異なる（「補足資料4_連携一覧」に基づく） ※対向システムが標準化対象外システムの場合は③はなし	現行システムにおいて基盤システムのVIEWを経由して連携しているデータについて、次期福祉保健システムの標準準拠後における連携方式に関するご質問として回答します。 ご提示の①～③について、各時点に対応する三つの連携機能を次期福祉保健システム側でそれぞれ構築することの認識ではありません。 ①については、次期福祉保健システム標準準拠した際には想定されない条件です。 ②について、対向システムが標準準拠前の場合、標準準拠前のシステムが連携時のIF差異を吸収することと仕様書に記載しています。 ③について、対向システムが標準準拠後は、API又はオブジェクトストレージを経由したファイル連携を原則とします。 また、※で記載された、標準化対象外システムを対向システムとした連携についても、国の標準仕様書に基づき、原則API連携又はファイル連携とします。
9	・業務委託仕様書 ・【別紙5】非機能要件	・業務委託仕様書 P.29 3. 4. 3. データベース ・【別紙5】 B. 1. 1. 3 データ量（項目・件数）	貴市が長年の運用の中で蓄積してきた個々の属性データ、資格判定データ、統計・分析用データ等のうち、標準レイアウトに含まれない情報について、次期システムにおいても継続的に蓄積・参照可能な機能を必須要件として実装すべきと考えます。この対応は必須である理解でよいでしょうか。	標準レイアウトに含まれない情報について、本市の業務継続性や利便性の観点から、可能な限り継続して活用できる提案を期待しています。ただし、当該情報を管理するための機能実装を一律の必須要件とするものではなく、具体的な実現方法を含めて提案いただき、その内容を評価します。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
10	業務委託仕様書	P.30 3.4.5 端末アカウント権限	「次期福祉保健システムについては、本端末を継続利用するものとします」と記載されていますが、構築期間中に利用端末の更新予定はないとの認識でよろしいでしょうか。 また、構築期間中に端末更新が発生した場合、対象端末数が多く、端末更新に伴う動作検証、評価、設定変更、展開作業等は工数およびスケジュールに大きく影響するため、これらの作業については本調達の対象外であり、受託者の対応範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。端末更新（ハード、ソフト）が発生した場合の作業等については、本調達の対象外となります。
11	業務委託仕様書	P.36～P.37 表12 外付けが想定される機能一覧	外付けシステムについて、具体的にどのようなものを想定されているかご教示いただけないでしょうか。機能のみですと、こういった連携をすればよいかと想定できないためお聞きしております。	以前実施いたしました、外付けシステムRFIのウェブサイトにて、具体的な仕様や要件等を掲載しております。詳細については、以下FURLより御確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/RFI/kenko/fukushisotozokerfi.html
12	設計書・調達仕様書	5.2. システム稼働後の環境	表13 システム環境 に記載の検証環境（受託者）については、「ガバメントクラウドにおいて」の記載の通りガバメントクラウド上に構築することを想定した記載であると理解しておりますが、正しいでしょうか。 同項に「受託者で検証するための環境は、受託者にて準備してください」との記載がありますが、受託者側でガバメントクラウド上のアカウントを調達・保持することは出来ず、内容的に矛盾するため、確認させて頂いた次第です。 「本番環境と同等のデータの場合もあり」との記載もありますが、「本番環境と同等のデータ」について「特定断面的本番環境データの一部分を検証環境（受託者）に選択的にコピーすることで実現する」という場合があり得ることを前提として考えており、この観点でもガバメントクラウド上に環境を保持することが的確と考えております。	検証環境（受託者）については、本番環境とはアカウント分離した環境ガバメントクラウド上に構築することを想定しています。 なお、ガバメントクラウドの払い出しは本市が実施するため、受託者は払い出しされた環境内で構築作業を実施いただく想定です。その他、具体的な環境の準備方法や運用方法については、ガバメントクラウドの利用条件等を踏まえ、契約後に本市と協議のうえ決定するものとなります。
13	業務委託仕様書	P.47 7.6.2. データ移行	現在の福祉保健システム・障害福祉システムで管理しているデータは、貴市の行政サービスを継続する上で必要不可欠なデータであるため、履歴を含めて全項目を移行対象にしなければならない理解でよいでしょうか。 （住民データ以外のコード表やパラメータ表などの制御データを除く）	データ移行については、仕様書7.6に記載していますので、貴社御提案の中で表現ください。
14	業務委託仕様書	P.47 7.6.2 データ移行(1) データ移行方針	「受託者は本市から提供する現行システムの設計書等を参考に、」とありますが、現行システムの設計書等には、現行システム業者の営業秘密にあたる情報が含まれる場合があります。そのため、現行システムの設計書等を外部に提供する際は現行システム業者と別途相談の上、提供範囲の調整をさせていただけますでしょうか。	提供範囲の調整について、必要な部分は別途協議をする想定です。
15	業務委託仕様書	P.49 7.6.2 データ移行(3) 移行対象データ内容	次期福祉保健システムの稼働時点で廃止予定の事業については、データのみを移行し、かつ過去情報を参照できるようにした上で、移行後は当該事業の機能を利用しないという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
16	業務委託仕様書	P.50 7.7 導入時の法制度改正等への対応	「稼働の翌年度までに施行・実施されるもの」とありますが、翌年度施行・実施されるものというのは、4月施行・実施を指している理解でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
17	設計書・調達仕様書	7.9. 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への対応	「横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問において、資料作成の支援をしてください」と記載されていますが、特定個人情報保護評価書の作成以外に、貴市の想定される資料作成の具体的な内容を教授願います。	特定個人情報保護評価書の作成がメインです。各事業ごとに必要かつ、対象人数により評価書の種類も変わります。セキュリティ対策状況、管理ファイル、管理項目、システム構成図、ネットワーク構成図などの情報提供や資料作成支援が発生する可能性があります。
18	・別紙2-1-1～別紙4-2 機能要件、帳票要件、横浜市独自要件、連携要件	一	機能要件一覧、帳票要件一覧等への回答（◎、●、△、×）及び体制については、提案内容及び契約履行内容を構成する重要な事項であると理解しております。つきましては、提案事業者による回答内容について、要件の理解が適切になされていること及び実現性が十分に確保されていることを、貴市としてどのように確認されるご予定かご教示ください（提案書評価時のプレゼンテーションやヒアリング、契約締結前の協議等でおこなうなど）。また、契約締結後に回答内容と実際の提供内容との間に重大な齟齬が判明した場合は、受注者の責任において当該齟齬を解消すべきものとの認識でよろしいでしょうか。	要件の理解が適切になされていること及び実現性が十分に確保されていることについては、本入札の基準に則って評価します。 また、回答いただいた内容について受注者に責任を持っていた必要がある一方、本委託仕様、委託約款その他各規定に則って判断します。
19	【別紙2-1-1】機能要件（標準）	標準対象業務に関する機能要件全般	『要件の各項目の見方・回答の手引き（標準化対象業務）』を確認しましたが、回答の仕方全般に関する以下2点をご教授いただけますでしょうか。 ・各回答様式で定める「要件の必要性」が「A」だが、要件対応度「－」が初期設定されている要件項目（一例：児童手当の機能ID：0270065、0270350、0270223等）がございします。要件対応度欄の回答方式に誤り（「対応必須」の誤り）となりますでしょうか。 ・各回答様式で定める「要件の必要性」が「C」だが、要件対応度が空白で回答が選択できる要件項目（例：児童手当の機能ID：0270141、0270189、0270190等）が存在します。回答様式に誤りはございしますでしょうか。また、様式の誤りではない場合、（機能不要であっても）当該要件項目に機能対応する場合は評価の対象となりますでしょうか。	1点目のご質問は、要件対応度欄の回答方式が「対応必須」の誤りです。 2点目のご質問は、要件対応度欄の回答方式が「－」の誤りです。また、機能不要の場合は、評価対象となりません。 要件対応度につきましては、以下の基準で提示しております。 ・「要件の必要性」が「A」で実装必須機能の要件：要件対応度「対応必須」 ・「要件の必要性」が「A」で標準オプション機能の要件：要件対応度は空欄 ・「要件の必要性」が「C」の要件：要件対応度は一律で「－」（回答不要） 修正対象の要件については、別添「訂正資料・訂正箇所一覧」を御確認ください。 修正が発生した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
20	【別紙2-1-1】機能要件_児童扶養手当_260727_01	機能要件：0200004（横浜市要求事項：②） 機能要件：0200245（横浜市要求事項：②） 機能要件：0200256（横浜市要求事項：①）	機能要件0200004、0200245、0200256で、「本庁・行政区ごとに出力できること。」という記載がありますが、本庁と行政区ごとの違いはどのような状態を指していますでしょうか。 例1：本庁は全行政区分を出力し、行政区分は各行政区での管轄分が出力されるイメージ 例2：本庁管轄の受給者分だけを出力、行政区分は各行政区での管轄分が出力されるイメージ	例1：本庁は全行政区分を出力し、行政区分は各行政区での管轄分が出力されるイメージです。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
21	【別紙2-1-1】機能要件_児童扶養手当_260727_01 【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	税情報の保有期間について 児童扶養手当 機能ID 200037 業務共通 機能ID 0280010、0200002、0220012、0270005	「税情報については、6年度分遡って内容を確認できること。」や「過去5年分の課税所得情報を連携」との記載があります。 現行の福祉保健システム・基盤システムは、過去3年分の税情報しか保持しておりません。 ①標準化のタイミングで、別途、税システムからの取込みが必要ということでしょうか。それとも、現行と同じ3年保持でよろしいでしょうか。 ②業務毎に必要なとする過去の税情報の年次（年度）が異なるのでしょうか。これを福祉保健システム内で統一することは可能でしょうか。	①現行システムにおいては、御指摘のとおり過去3年分しか保持しておりませんが、児童扶養手当の過払いの時効が5年間であるため、過去6年分の税情報を税務課に照会し確認しています。 なお、標準仕様書の機能ID0200002において、「※3 過去5年分の課税所得情報を連携し、児童扶養手当システムで利用できること」と記載されています。 ②業務毎に必要なとする過去の税情報は異なる可能性があり、統一はできないと想定しています。
22	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280139 横浜市要求事項枝番：①	下記の横浜市要求事項について、用途・運用想定をご教授いただけますでしょうか。 ・出力対象外のエリアに指定のワードを出力すること。（例：「（省略）」、「***」等）	通知書等の外部帳票に口座情報として、銀行名は印字し、【支店名】と【口座番号】の表示はアスタリスクで印字してほしいと考えています。 アスタリスクで印字ができない場合は、省略や空白にするなど、指定する表記で印字する運用を想定しています。
23	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280146 横浜市要求事項枝番：②	下記の横浜市要求事項・業務想定について、帳票全般の機能が必要となる機能が、特定の帳票に必要な機能かご教授いただけますでしょうか。また、出力時に指定して全件その内容で出力選択できれば問題ないものでしょうか。 ・特定の個人に対する宛名ではなく、「ご担当者様」のような個人を特定しない敬称を選択できること。	施設向けの帳票において、担当者の個人名が表示されてしまう帳票がある場合には、その帳票においては一律「ご担当者様」と表示させる想定です。
24	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280580	横浜市独自の副食費減免は下記のいずれかに該当しますか。それとも全く異なる副食費減免でしょうか。 ①多子カウント対象年齢拡大 ②第三子カウントの対象を広げる（第二子から免除） ③所得範囲拡大	将来的には①や②などの独自要件の拡充の可能性はありますが、現行制度においては、主に、市民税所得割合算額77,100円以下の世帯（年収360万円未満相当世帯）及び多子世帯（小学校3年生以下の範囲で第3子以降）の子どもを対象として、副食費の補助を実施しています。
25	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280681	「事業所からの請求書受領に基づき審査・支払いを行うことができること。」とありますが、自治体毎で運用が異なるため、横浜市様事務処理の流れと、必要な帳票類等の資料をご教示いただけますか。	横浜市では、事業者から提出される請求書等に基づき審査及び支払いを実施しています。 主な事務の流れは以下のとおりです。 ①事業者（幼稚園）から請求関係書類を提出 ②横浜市において提出内容を審査・確認 ③審査結果に基づき事業者へ支払い 審査に使用する主な帳票は以下のとおりです。 ・副食費の徴収に係る補正給付費助成請求書（第4号様式） ・副食費の徴収に係る補正給付費助成対象児童実績報告書 ・副食費の徴収に係る補正給付確認書 なお、参考として、帳票サンプルを追加で御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
26	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280163 横浜市要求事項枝番：①	横浜市要求事項・業務想定に記載の下記要件について、制御対象と想定されている対象の帳票や省略項目をご教授いただけますでしょうか。 ・利用料の遡及において、税異動があった者に対し、出力条件（時点）による制御により省略項目や出力内容を制御できること	標準仕様書における対象の帳票は、「利用者負担額変更通知書」「副食費免除通知書」「副食費免除解除通知書」です。 なお、遡及分の通知書では、「認定期間」と「保育必要量」をハイフンとし、表示を省略しています。
27	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID:0280383	『機能要件：通常保育料と延長保育料等、科目を分けて調定を管理できること。』との要求事項に対して、「用途（目的）」列に、「資格台帳(利用料)をもとに、更新対象の収納台帳を検索する。（収納台帳表示非表示フラグ更新バッチ）」と、記載がございます。資料の記載誤りとなりますでしょうか。	記載誤りではありません。 認可保育所以外（認定こども園や小規模保育事業など）の、横浜市で徴収をしない通常保育料と延長保育料は、収納台帳では非表示としてください。ほしいと考えています。
28	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID:0280446	「横浜市要求事項・業務想定」列に、「延長保育量や保育園給食費等において、科目ごとに納付書を出力できること。」と記載があります。 この前提として「調定を挙げる際にも延長保育量と保育園給食費等を別々に挙げている」ということでよろしいでしょうか。	延長保育料と保育園給食費等は別に調定が立てられていますので、科目ごとに納付書を出力する必要があります。
29	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280337	「横浜市要求事項・業務想定」列に、「施設側が児童や施設などの明細（給付費等の内訳）を登録することで、市への請求情報を作成、送信する機能。」と記載がございます。 送信する機能の詳細をご教授いただけますでしょうか。また、どのような運用をされているのか具体的にご教授いただけますでしょうか。	「横浜市要求事項・業務想定」列に不要な記載が載っていました。御質問をいただいた当該記載への対応は不要です。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
30	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280359	「横浜市要求事項・業務想定」列に、以下の記載がありますが、どのような事務を行っているか具体的にご教授いただけますでしょうか。 ・MT外支払情報登録として、MT外支払として施設に支払った旨を入力できること、また、システム上支払済みのステータスとすること。 ※MT外支払情報とはMTデータ伝送（銀行間で大量の振替電文を送受信すること。）以外の支払情報を指す。 ・施設へ至急の支払いが発生する場合、通常の一括支払処理から除外しが上で該当分のみMT外払いとして個別決済・支払いを行い、システム上は他案件と同様に支払済みステータスとすること。	通常、審査を行い、施設が請求を承認後、MTデータを作成しておりますが、個別支払（一括支払には入れたくないもの）はMTデータ作成対象に入れないように、作成前に当該データをシステム上は支払った状態にしています。
31	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280372	「横浜市要求事項・業務想定」列に、「委託先の独自助成を計算する機能もしくは入力する機能を具備すること。」の記載があります。 委託先の独自助成を計算する機能とは、どのようなものか具体的にご教授いただけますでしょうか。	独自助成は、自治体によって設計が異なりますが、具体例として次のような機能が考えられます。 ・加算名称と金額等を入力し、支給できること
32	【別紙2-1-1】機能要件_子ども・子育て支援_260817_02	機能ID：0280485	「用途（目的）」列にて、「認定未決定の一括更新を年次の自動バッチで行う。」と記載ございますが、未決定となる条件をご教授いただけますでしょうか。	入力時点で市内在住だったが、バッチ時点で市外に転出している場合（住記が異動している場合）未決定者として取り扱います
33	【別紙2-1-1】機能・帳票要件_07.障害福祉サービス等（給付管理）_260706_01	「機能・帳票要件_07.障害福祉サービス等（給付管理）」シート 機能ID：0220826	高額障害福祉サービス費振込依頼書情報、高額障害児給付費振込依頼書情報について、以下2点をご教授いただけますでしょうか。 1. 現在、高額障害福祉サービス費等の業務を国保連合会へ委託されていますでしょうか。 2. （委託ありの場合）貴市にて本データの取り込みが必要な場合、取り込み後にどのような業務・用途でご利用を想定されていますでしょうか。	国保連合会への委託は行っておりません。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
34	【別紙2-1-2】機能要件_08_特別乗車券(障害)_260728_02	連番: 20	「納付書再発行情報を管理(参照、登録、修正、削除)できること。」と記載ございます。「登録」とは新規登録のことを指していると思われますが、どのような場合に画面より新規登録することを想定されているのでしょうか。	納付書を紛失した方等へ再度納付書を交付する際に、納付書再発行情報登録をしています。
35	【別紙2-1-2】機能要件_08_特別乗車券(障害)_260728_02	連番: 20	「※台帳が「申請」状態ではない場合、納付書再発行の処理が不可となること。」という注釈の要件は、どのような運用を想定されているかご教示ください。 ・なぜ「申請」状態のときにしか、納付書を再発行してはならないのか。 ・「申請」以外にはどういう状態があるのか。なぜその状態のときは納付書を発行してはならないのか。 等	台帳は「申請」、「交付」、「廃止」状態があります。「申請」状態は、福祉特別乗車券申請をしている(納付書は発行している)が、福祉特別乗車券の交付はされていない人です。「交付」状態は、すでに納付書で負担金を納めて、福祉特別乗車券の交付がされている人です。「廃止」状態は、交付対象者でない人です。「申請」状態以外の人に納付書の再発行を登録をできるようにしてしまうと、二重交付や交付対象者でない人に交付してしまうことになるためです。
36	【別紙2-1-2】機能要件_08_特別乗車券(障害)_260728_02	連番: 20	「※負担額が0円の場合は、納付書発行履歴が表示されないこと。」という注釈の要件は、どのような運用を想定されているかご教示ください。 ・今現在負担額が0円になっているとしても、過去の発行履歴は参照できたほうが良いのではないのか。 等	当該年度の10月に70歳になる方のみ、負担額が0円となります。その場合は、福祉特別乗車券を送付しているため、納付書を発行していません。 なお、過去の発行履歴(前年度以降の発行履歴)については、過年度の台帳で確認することができれば問題ございません。
37	【別紙2-1-2】機能要件_08_特別乗車券(障害)_260728_02	連番: 20	再発行回数の降順表示とは、以下の規則(日付降順)でよろしいでしょうか。また、事務上想定している意図も合わせてご教授いただけますでしょうか。また、意図、目的等も併せてご教授いただけますでしょうか。 7月10日に2回 8月1日に10回 8月20日に5回 ↓ 8月1日 10回 8月20日 5回 7月10日 2回	納付書は複数回の再発行が可能です。ただし、二重交付等を防止するため、事務上は、直近の再発行履歴を確認しています。このため、「再発行回数の降順表示」ではなく、再発行日付の降順(新しい日付順)で表示しています。 ご提示いただいた例の場合、表示順は以下のとおりです。 (画面の上に最近の日付で下に行くほど過去の日付) 8月20日 5回 8月1日 10回 7月10日 2回
38	【別紙2-1-2】機能要件_14_児童票管理_260728_01	機能ID: 1.1.1	※5の記載については、判定の自動計算に使うのではなく、システム内で情報が参照できればよいのでしょうか。	御認識のとおりシステム内で情報が参照できれば問題ございません。
39	【別紙2-1-2】機能要件_14_児童票管理_260728_01	機能ID: 5.1.2 機能ID: 5.1.5	重複児児童票情報とはどのような内容かご教示ください。 併せて児童家庭相談システムから連携で取り込んだ上で、児童家庭相談システムに次期福祉保健システムから連携する目的等をご教示ください。	重複児児童票情報とは、区の児童票と児童相談所の児童票のどちらにも載っている児童がいるので、その重複をリストで表したものです。 また、双方方向連携の理由ですが、入所措置に紐づく児童票は次期福祉保健システムで徴収額算定等の後続処理を行いますし、徴収額算定処理を実施した児童票を正しく紐づけて返却するため、次期福祉保健システムから児童家庭相談システムへの連携も想定しています。
40	【別紙2-1-2】機能要件_14_児童票管理_260728_01	5.1.1、5.1.2、5.1.5 児童家庭相談システムより、対象の児童に関する相談情報を連携できること。	「管理項目については一部変更となる可能性あり。」との記載がありますが、徴収額算定のために必要な情報(世帯、施設、入所、施設異動、支給決定情報など)を児童家庭相談システムより連携してもらい認識で合っておりますでしょうか。 重複児児童票情報とは、児童家庭相談システムと同期をとっている児童票情報(上記)を示しますでしょうか。	御認識のとおり、児童家庭相談システムより、徴収額算定のために必要な情報が連携されることを想定しています。 また、「重複児児童票情報」につきましても認識相違ございません。
41	【別紙2-1-2】機能要件_14_児童票管理_260728_01	5.1.3、5.1.4 障害児施設給付費からの情報連携	「管理項目については一部変更となる可能性あり。」との記載がありますが、徴収額算定のために必要な情報(世帯、施設、入所、施設異動、支給決定情報など)を児童家庭相談システムより連携してもらい認識で合っておりますでしょうか。 重複児児童票情報とは、児童家庭相談システムと同期をとっている児童票情報(上記)を示しますでしょうか。	7手当へデータ連携を想定したのではなく、児童票管理(福祉保健システム)、障害児施設給付費(福祉保健システム)、児童家庭相談システム間の関連する情報の同期を想定したものととなります。 現行では、児童票受理登録・処理登録において処理種別「障害児入所契約更新」を登録し、台帳画面から障害児施設給付費の更新処理を実施しています。 児童票管理(福祉保健システム)、障害児施設給付費(福祉保健システム)及び児童家庭相談システムについては、関連する情報の同期が必要と考えています。障害児施設給付費(福祉保健システム)で更新した支給決定情報等については、児童票管理(福祉保健システム)及び児童家庭相談システムとの整合が保たれることを想定しています。
42	【別紙2-1-2】機能要件_16_障害児施設給付費_260728_012	機能ID: 1.4.1、機能ID: 4.3.1	期間満了対象者はどのような用途で管理予定でしょうか。後続の事務運用で利用予定であれば、システムへの考慮が必要ではないか確認させてください。	期間満了対象者については、障害児入所施設の入所期間満了が近い対象者を把握し、各児童相談所への確認連絡や、退所・成人向け支援への移行調整を行うために管理しています。 障害児入所施設への入所は原則18歳未満までですが、個別事情により円滑な移行が困難な場合には、必要に応じて満23歳に達するまで入所を継続できます。そのため、期間満了予定者および入所継続対象者について、継続の要否・期限・移行先の調整状況等を管理する想定です。
43	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID: 1.2.1. 「審査結果登録」シート	貸付情報>「貸付金手払い」および「交付無し」に入力があつた場合、貸付金の交付処理にどのような影響を与えるかご教授いただけますでしょうか。 ※交付処理の対象外となる、や、振込ファイルの作成対象外になる、などを想定しております。	「手払い」は、月次バッチ処理に間に合わなかった場合に実施し、通常はシステムから自動生成される貸付決定者一覧や貸付確認リスト、振込データなどが出力されず、当該貸付決定通知書をオンライン出力、振込データを経理システムに手入力して任意のタイミングで支払う処理を行います。 「交付無し」にチェックを入れて貸付処理を行うことは現在の運用ではありませんが、お見込の通り交付処理の対象外となると思います。
44	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID: 2.3.1. 「増額貸付決定登録」シート	増額貸付決定情報>「特別資金区分」にチェックをつけた or つけなかった場合、増額の計算にどのような影響を与えるかご教授いただけますでしょうか。 ※修学資金の特別分かどうかの項目で、増額後の月額が限度額を超えていないかのチェックに使用する想定です。	お見込の通り、「特別資金区分」にチェックがあつた場合には、月額上限を特別分で計算します。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
45	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID：2.4.1. 「交付停止決定登録」シート	交付停止情報＞「停止期間分の減額」にチェックをつけた or つけなかった場合、停止の計算にどのような影響を与えるかご教授いただけますでしょうか。	交付停止において、休学等で一定期間の貸付を先延ばしにする場合は、「停止期間分の減額」のチェックを入れず（減額せず）に、復学したらまた貸付を行う場合に利用し、この場合貸付総額は変わらず、貸付期間が休学の期間分伸びていきます。 一方、借受人から今年度分は自己資金で学費を支払えるため1年間の貸付を辞退するなど申請があった場合には、「停止期間分の減額」にチェックをつけ、その1年間分の貸付額を総額から減額する場合に利用し、この場合は貸付期間は変わらず、貸付総額が辞退した分減額されます。
46	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID：2.6.5. 「償還猶予申請審査結果一覧」シート	機能要件に「償還猶予申請審査結果一覧の管理（参照、登録、削除）ができること。」とありますが、「償還猶予申請審査結果一覧」シートを参照すると選択のチェックのみの管理となります。この選択チェックをつけると償還猶予申請にどのような更新が入るのかご教授いただけますでしょうか。	「償還猶予申請審査結果一覧」から検索した情報を選択すると、猶予申請を審査・修正・登録する画面に遷移し、猶予申請に関する内容を確定します。
47	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID 3.1.2.	償還予定表の宛先は、償還者（納人）宛てということでしょうか。	納人宛だけではなく、借受人・連帯借受人・連帯保証人それぞれ宛に出す必要があります。
48	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID：5.1.1. 機能ID：5.1.2.	機能要件「自動バッチ処理をおこなうことで、貸付決定済（継続決定済）かつ未処理の対象者データを帳票に出力できること。」とありますが、「未処理」は何をさすか具体的な内容をご教授いただけますでしょうか。	ここでいう未処理とは、貸付の自動バッチ処理が未処理の対象データを指しています。具体的には、前月の自動バッチ処理以降に、今月分の新しい入力として貸付決定がなされた対象者データが、今月の自動バッチ処理を実行する時点では「未処理」データとなり、今月の自動バッチ処理で今月貸付決定された対象者データが貸付中に更新されるという認識です。
49	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID：5.2.2.	対象帳票に「証明願」「請求書」「借用書」の記載がありますが、継続貸付のタイミングのみの出力で問題ないでしょうか。貸付決定タイミングでは不要でしょうか。必要な場合、どの機能要件で出力するかをご教授いただけますでしょうか。	システムから「証明願」「請求書」「借用書」を出力するタイミングは、継続貸付の時なので、貸付決定のタイミングでは不要です。貸付決定をした時点では借用書などを提出してもらった上で決定しており、その翌年度分の継続貸付時点で翌年度分の申請をしてもらうために借用書などを出力する運用です。
50	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID：3.3.2.～ 3.3.8.	要件を確認したところ、違約金に関する帳票要件の記載はありますが、機能要件に関する定義がありません。仮に違約金運用を開始する場合、機能ID 3.3.2.～3.3.8.の帳票に関する機能のみ提供できることを前提として、その他機能については、事業者側で想定する機能を活用する、という理解で宜しいでしょうか。 ※実際に違約金運用を開始した場合、機能ID 3.3.2.～3.3.8.以外のその他機能、帳票でも影響がある可能性がございます。	御認識のとおりです。その他機能については、事業者側で想定する機能を活用する予定です。
51	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能ID 3.1.5. 「台帳管理」シート	表示項目の貸付情報＞「担当区」について、以下2点をご教授ください。 ①「新規申請管理」シートや「審査結果登録」シートの入力項目に無かったですが、入力はどのタイミングで行われるものでしょうか。 ②仮に新規申請時に「担当区」の項目を入力した場合、完済するまで変更となることは無い（区間異動は無い）認識でよいでしょうか。	①担当区は、新規貸付時に申請者の居住区で申請内容を入力し、その区がシステム上 担当区として登録されています。現在は、すべての手続きを局に引上げているので、局職員が入力時に各区の権限を選択し入力している状況です。 ②現在の運用では認識のとおりです。上記のように、令和7年度より手続きに関するすべての業務を局に引上げたため、担当区の移管等は行わない運用に変更されました。
52	【別紙2-1-2】機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01 【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	機能要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01 機能ID：1.2.1. 機能ID：5.1.1. 帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01 No：5 貸付決定通知書 No：6 貸付決定のお知らせ	機能ID 1.2.1.「新規申請登録の審査結果が承認の場合～」の対象帳票の記載は無く、機能ID 5.1.1.の月次自動バッチの対象帳票に「貸付決定通知書」「貸付決定のお知らせ」の記載があります。それに対して帳票要件No.5「貸付決定通知書」、No.6「貸付決定のお知らせ」の出力形態は、「オンライン/バッチ」とあります。機能要件のうち、どこから出力する想定なのでしょう。 ※同様に、以下に記載の要件等についても、オンライン出力に関する機能要件の定義されていない認識です。 No.9「継続貸付通知（継続のお知らせ）」 No.21「増額貸付決定通知書」 No.22「増額貸付決定のお知らせ」 No.26「貸付金交付停止・減額通知書」 No.55「据置期間延長決定通知書」	機能ID1.2.1については、審査結果を管理する画面のため、対象の帳票はありません。その決定内容を機能ID5.1.1で月次自動バッチ処理された後から、オンラインでも帳票の取り出しが可能となっている認識です。機能要件でいうとID5.1.1に「自動バッチ処理をおこなうことで、貸付決定済かつ未処理の対象者データを帳票に出力できること。」によって、バッチ出力もオンライン出力も可能になっているという認識です。 ご指摘のNo.9、21、22、26、55についても、現行システムでは同様に月次自動バッチ処理後からは、オンライン出力もができるようになっており、それぞれNo.9およびNo.21→機能ID5.1.4、No.26→機能ID5.1.5、No.55→機能ID5.1.8で要件定義のうえ、その操作が可能となる認識です。
53	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_共通」シート 連番：55	以下の要件について具体的な事例（どういったケースで発生するか等）をご教授いただけますでしょうか。 ※5 同一帳票で複数の問い合わせ先に対応できること。問合せ先を複数設定した場合は、帳票レイアウトの問合せ先の領域にある項目は、設定された文言を印字すること。	複数行での印字が必要との認識です。標準仕様でも記載されています。（機能ID0220092、0270030） 例： ○〇区福祉保健センター □高齢・障害支援課 TEL:999-9999 □こども家庭支援課 TEL:999-9999
54	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_共通」シート 連番：164	共通要件に記載されておりますが、実際には各事業・手続きごとに対応が必要になる認識です。 マイナポータル、びったりサービス、パマドコ及び横浜市電子申請・届出システムで対応が必要な以下情報をご教示いただけないでしょうか。 ・対象手続き・事業 ・連携仕様（連携元、連携周期、連携情報、連携方法）	マイナポータル、びったりサービス、パマドコ及び横浜市電子申請・届出システムとの連携については、機能要件書、連携要件書に記載の内容を前提として提案してください。 なお、添付資料の電子申請・ポータル等連携一覧にて該当要件を一覧化のうえ提示しております。
55	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：33	「世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税・森林環境税（特別徴収）の特別徴収事業所を表示できること。」と記載されていますが、税の情報は必要でしょうか。	税の情報は必要です。
56	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：77	「複数の科目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。」と記載がございます。 科目＝業務と認識しておりますが、特定の個人について業務を跨いで同じ口座を1回のオペレーションで登録、修正が出来るというイメージになりますでしょうか。	御認識のとおりです。イメージについては次のとおりです。 【児童票管理】 児童票管理画面から遷移する共通管理機能にて振替用の口座情報を登録しています。 【心身障害者扶養共済】 扶養共済事業については「口座振替払依頼書」の提出を依頼しており、その情報をもって口座登録・変更をしているため、他の業務を跨いで一括で登録・修正をする機能は使用しないと考えます。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
57	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：27	「調定情報が異動になった対象者を把握できること。」と記載がありますが、業務として一度立てた調定額が変わる（異動）することは無い想定でよろしいでしょうか。	調定額が変わるケースがあります。イメージについては次のとおりです。 【児童票管理】 所得減により再度階層判定を行う場合があります、既に立てた調定額についても変わる可能性があります。 【心身障害者扶養共済】 基本的にはありませんが、年1～2回程度、特例的に減額調定や調定異動を行う場合があります。（現行では、システムの消込処理機能にて実施） 【養護老人ホーム】 稀に調定額が変わるケースがあります。
58	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：36、37	備考欄に「納付履歴については、速報・確報の両方を表示対象とし、その定義および取扱いが現行システムの改修仕様に準拠し、～」と記載がございます。現行システムの改修仕様をご提示いただけないでしょうか。	現行の仕様書では、コンビニ速報データ表示機能について「速報が来ているかどうかを福祉保健システム上で表示できるようにすること。速報がある場合、「●」を表示すること。」となっています。確報の場合は特にマークで知らせるなどしていません。
59	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：51	機能要件は「消込処理前の収入集計表を出力できること。」とあり、備考は「毎月ごとの集計で出力できること。」と記載があります。消込処理前で、かつ毎月ごとの集計とは、どういう集計をイメージされているか教えてください。 また、対象帳票が空欄となりますが、帳票サンプル等をご提示いただけますでしょうか。	現在使用している帳票はなく、帳票として出力するのではなく集計機能及び集計した結果の出力ができることを要求します。 また、備考は「毎月ごとの集計で出力できること。」について、誤記載のため削除いたしました。 以下、母子父子寡婦福祉資金の想定です。 【母子父子寡婦福祉資金】 消込処理上のデータの整理に使用している等であれば他の業務と同様の運用で問題ありません。今の実務では消込処理前の収入集計表を出力して活用することは行っていないです。
60	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：62、68、73	対象帳票が空欄となりますが、帳票サンプル等をご提示いただけますでしょうか。	いずれも特定の帳票の出力を要求する要件ではありません。集計機能及び集計した結果の出力ができることを要求します。
61	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_収納」シート 連番：124	「通知内容の文言・選付充当情報については、自由に登録・編集できること。」と記載ございます。 システムの利用者様が発行の都度、自由に変更するという機能をご希望されておりますでしょうか。	発行の都度ではなく、通知の内容についてはシステム利用開始時に市の運用に沿った内容を設定できることを想定しています。また、運用していく中で文言変更の必要が出た場合にはその対応を市側で対応できることを想定しています。
62	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	「機能要件_28_滞納」シート 連番：41	「除外対象についても抽出できること。」について、詳細仕様、運用想定等をご教授いただけますでしょうか。	詳細仕様、運用想定については次のとおりです。 【母子父子寡婦福祉資金】 催告（母子寡婦では年2回の催告状発送業務を指しています）の現運用では、すべての滞納に関する対象者が対象となり全件発行されるため、除外対象はありません。次期システムにおいて、発行除外の任意のフラグを設定した対象者が抽出できる機能があれば活用したいと思っています。 【母子生活支援施設、助産施設、児童票管理】 過去5年間に一回以上未納がある人を抽出できること。 年1回8月頃。 【児童票管理】 滞納台帳の催告処理において、「催告停止・解除」により催告停止を設定した滞納情報については、催告対象として扱わない処理になります。 【養護老人ホーム】 死亡による措置廃止後に、相続者がいない等により催告が不可能となった場合等の運用を想定しています。
63	【別紙2-1-2】機能要件_28_業務共通機能_260728_02	機能ID 0270344 個人の検索について	住民や世帯員の検索機能は最新データだけでなく、過去の履歴データを参照することが必要かと考えます。 次期システム導入時でも旧住記システムのデータを参照しコード変換や参照項目の読み替えが必要でしょうか。	標準化の主旨に則り、貴社標準準拠システムの提案に準じると想定しています。
64	【別紙2-1-2】機能要件_32_地域生活支援_260706_01	連番：65、66、67	個人番号異動連絡票情報、個人番号訂正連絡票情報は、高額障害福祉サービス費の処理を国保連合会に委託をしている場合にのみ必要となりますが、委託しますでしょうか。	委託は行っており、今後も委託する想定はございません。
65	【別紙2-1-2】機能要件_32_地域生活支援_260706_01	連番：70	該当の機能要件は、国保連合会保有の個人番号台帳との突合処理になりますでしょうか。 「EMD1」は受給者・個人番号台帳突合結果リストであるため、機能要件に記載の「受給者情報突合結果情報について、システムへの取込」というのは何を取り込めばよいでしょうか。	本要件は不要であることが判明しましたので、削除とさせていただきます。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
66	【別紙2-1-2】機能要件_32_地域生活支援_260706_01	連番：71	個人番号情報更新結果情報（E3F1）のインターフェース上では、「受給者個人番号」「児童個人番号」に値が設定されないのですが、機能要件に記載の「システムの個人番号と突合」はどのような動作を想定されてますでしょうか。	本要件は不要であることが判明しましたので、削除とさせていただきます。 また、横展開で調査をしたところ、「機能要件_32_地域生活支援_260706_01」の資料において、他の要件についても同様の誤記載あることが判明いたしましたので、要件の一部を削除しております。削除対象の要件については、別添「訂正資料・訂正箇所一覧」を御確認ください。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
67	【別紙2-1-2】機能要件_32_地域生活支援_260706_01	連番：72	かながわシステムの下記についてのインタフェース・データ受け渡し概要等の情報をご提供いただけますでしょうか。 ・請求（承認）リストCSV：かながわシステムより取得する県国保連実績データ ・標準_請求承認リストCSV：かながわシステムより取得する国保中央会実績データ	御質問では「連番72」と記載されていますが、御質問の内容は連番73に記載された要件に関するものと判断し、連番73の要件を対象として回答します。 かながわシステムからの実績データとして取得しているのは、 ・給付実績情報（Z271）（県単・市単事業の給付実績の明細情報） ・給付実績情報【地活】（Z272）（地域生活支援事業の給付実績情報） ・利用者負担額確定情報（Z273）（利用者負担上限額計算結果後の受給者の利用者負担額確定情報） ・一次審査済突合結果明細情報（Z265）（標準システムに登録された地域生活支援事業における当月請求分の請求明細書情報） となります。請求（承認）リストは取得するデータではございません。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
68	【別紙2-1-2】機能要件_36_災害時要援護者支援_260706_04	連番：31、32、33	介護ワーク作成処理について、対象者を抽出し該当する方のデータ更新を行う処理とお見受けしました。 画面にて介護ワーク情報を管理するものであり帳票やデータ出力はないものと想定しておりますが、認識は正しいでしょうか。介護ワークの詳細・運用方法についてご教授ください。	介護ワーク作成処理は、災害時要援護者名簿の掲載要件の一つである介護要件を作成する処理です。所管課より提供された介護保険システムのデータを用いて処理を実施します。介護ワーク情報を管理する画面や、本処理に伴う帳票・データ出力はありません。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
69	【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	「償還情報の算出方法」シート 「償還計画」シート	ボーナス併用について、以下2点をご教授いただけますでしょうか。 ①月賦のみの理解でよいのか（半年賦、年賦は入力しない） ②利子なしの場合のみの理解でよいのか（利子ありは入力しない）	①月賦のみで問題ありません。 ②利子無しのみで問題ありません。
70	【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	「償還計画」シート 2. 2 各償還方法による1年間の償還計画	「(1-1)月賦(小数点以下四捨五入の場合)」と、「(1-2)月賦(小数点以下四捨五入の場合)」の例が記載ございますが、貴市にてどういった場合に切捨てとなり、どういった場合に四捨五入となるか、具体例をご教授いただけますでしょうか。	現行の運用では、小数点以下は切捨てしています。提供した資料の「(1-2)月賦(小数点以下四捨五入の場合)」は切捨てとの差を見せるための参考情報であると現システムベンダに確認しました。よって、次期システムでも小数点以下切捨てで計算してください。
71	【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	No. 1	備考欄に「出力場所：区もあり。」との記載がございますが、以下の理解でよろしいでしょうか。 本庁職員：基本的な入力、帳票出力を行う 区職員：帳票出力を行うものがある	備考欄に「区もあり」となっている請求書や借用書については、申請者に記入いただき提出してもらうための書類となっており、記入様式を申請者が受け取りに来た場合に区で出力する必要があったため、使用していた機能です。 現在は前述の通り、局に業務を上げているため使用の頻度は低くなっておりませんが、区民の身近な窓口として区役所があるので一部帳票において区でも出力できる必要があります。
72	【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	No. 3、No. 11	サンプル帳票のヘッダーにある「第1回 母子福祉資金 貸付決定(継続)者一覧」の「第1回」とはどういう意味合いでしょうか。 他の帳票 (No. 68「資金別・区別貸付決定状況」等) でもヘッダー部分に記載があり、それぞれ同じような意味合いなのでしょうか。	年度内における月次自動バッチの回数で、現在は第1回～第15回まであり、第1回は4月13日バッチ、第2回は4月22日、第3回は5月8日、以下月に1回実施されるバッチにおいて、貸付を決定した決定者をそれぞれ表現するための表記となります。
73	【別紙2-2-2】帳票要件_19_母子父子寡婦福祉資金_260728_01	帳票形態(媒体) : 「CSV」の要件	サンプル帳票を確認するとヘッダーやフッターがありますが、CSVによる出力の場合、明細部分のみの出力という理解で問題ないでしょうか。	現行では、xls形式で出力されているものであり、帳票要件では紙かcsvしか選択できなかったため、それらはcsvと表記されているようです。そのため、帳票の内容としては、明細部分のみの出力ではなく、サンプル帳票に記載のある項目すべてがCSV内で確認できることを望みます。
74	【別紙2-2-2】帳票要件_28_業務共通機能_260728_01	「帳票要件_28_収滞納」シート No. 71	調定停止の対象者リストについて、調定停止となる対象者の具体的な条件を教えてください。システムで自動的に判定される条件であるのか、フラグ等をユーザー様が任意で設定した対象者であるのか、機能要件を満たすかの判断に必要となります。	フラグの手動設定を想定しています。 調定停止の対象者リストには、任意でユーザーが停止対象のフラグを設定した対象者が出力されます。
75	【別紙2-2-2】帳票要件_32_地域生活支援_260706_01	No. 1	サンプル帳票「【福祉】帳票レイアウト_SFJFPR2029(地域相談支援受給者証).pdf」を確認させていただきましたが、障害者総合支援の地域相談の受給者証とお見受けしました。地域生活支援の受給者証のレイアウトをご提供いただくことはできますでしょうか。	地域生活支援の受給者証サンプルとして提供した「【福祉】帳票レイアウト_SFJFPR2029(地域相談支援受給者証).pdf」は別の受給者証であることが判明しました。現行システムでは、障害福祉サービスと地域生活支援が1つの受給者証に印字される形になっていますので、「【福祉】帳票レイアウト_SFJFPR2022(障害福祉サービス受給者証).pdf」に差替えさせていただきます。 修正した要件書及び正しい帳票サンプルについて別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
76	【別紙2-2-2】帳票要件_32_地域生活支援_260706_01	No. 1～5	地域生活支援のサンプル帳票を拝見したところ、決定通知書などの帳票タイトルに障害者総合支援のサービスが含まれておりました。サンプル帳票と理解し、実装する帳票には、障害者総合支援の内容は不要でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。地域生活支援の内容が印字されていれば問題ございません。
77	【別紙2-2-2】帳票要件_子ども・子育て支援_260703_01	帳票ID : 0280001 帳票ID : 0280101	「通常」「年次」「年次裏面あり」と記載がありますが、「通常」と「年次」とは抽出対象が変わる以外に帳票上の仕様の相違はありますか(通知文言や備考が異なるなど)。 また、「年次」と「年次裏面有り」の仕様の相違点と、裏面にどのような情報を掲載しているのか、システムから印字する必要があるかも併せてご教示ください。	表面は全て同じ内容(児童や保護者氏名のほか、認定区分や認定事由など)が記載されています。裏面には「利用者負担額の根拠となる人物の税額」「負担区分」「負担区分の適用期間」が表示されています。 裏面の各項目について、システムから印字する必要があります。
78	【別紙2-2-2】帳票要件_子ども・子育て支援_260703_01	帳票ID : 0280107	用途(目的)の列にて、「現況決定の通知書」「負担区分再計算の通知書」「年度更新の通知書」との記載がありますが、それぞれ、現況決定時、負担区分再計算時、年度更新時に対象児童分の当該通知の出力を行う想定でしょうか。 本通知は、支給認定情報に異動がある場合に出力されますが、支給認定情報に異動が無い場合にも出力が必要か教示ください。	支給認定情報に変更がある場合のみ出力が必要です。
79	【別紙2-2-2】帳票要件_子ども・子育て支援_260703_01	帳票ID : 0280023 帳票ID : 0280194	契約締結登録者一覧、契約児童情報変更票について、用途を確認したく、以下3点ご教示いただけますでしょうか。 ・契約締結登録者一覧は入所決定した児童について契約締結月毎に計上する認識で正しいでしょうか。 ・契約情報は年度を跨いで管理する仕組みを取っていますが、継続入所児童は4月には契約締結登録者一覧に計上する認識で正しいでしょうか。 ・入所中間間に保育料、減免情報、補足給付などの情報に変更が生じた場合は、契約児童情報変更票に計上する認識で正しいでしょうか。	・期間内に契約締結登録入力を行った児童の一覧が月末のバッチで出力されます。 ・転園等を実施せず、年度をまたいで継続利用をしている児童は、年度替わりの契約締結登録者一覧に出力されていません。契約締結登録者一覧に記載されるのは、原則契約締結入力を実施した際のみです。 ・認識に相違ありません
80	【別紙2-2-2】帳票要件_子ども・子育て支援_260703_01	帳票ID=0280165	給付請求明細書について、以下2点をご教授いただけますでしょうか。 ①分園について記載する欄について、国レイアウトでは1分園施設分の枠しかありませんが、複数(2つ以上)の分園がある場合はその分だけ枠を用意するイメージでしょうか。また、その場合の必要になる枠数は決まっているのでしょうか。 ②在籍児童日数について、国レイアウトでは1枠しかありませんが、「帳票印字項目_子ども・子育て支援_給付(内閣府)_260703_01.xls」には、「複数人数分を印字する場合は、以下に行を追加する」と記載があるため、複数児童がいる場合はその分だけ枠を用意するイメージでしょうか。また、その場合の必要になる枠数は決まっているのでしょうか。	①現在、分園がある場合でも本園と一体で管理をしています。また、横浜市内には複数の分園がある施設はありません。もし複数の分園を扱う場合は、施設明細のみ、その分の枠を用意していただくイメージです。枠数は未定です。 ②複数児童がいる場合はその分だけ枠の用意をお願いします。枠数は未定です。
81	【別紙2-2-2】帳票要件_子ども・子育て支援_260703_01	帳票ID : 0280165	在籍児童一覧について、以下2点をご教授いただけますでしょうか。 ①国レイアウトでは副食費徴収免除加算の欄は「対象の有無」「その他」の2列構成になっています。「対象の有無」は副食費徴収免除の対象かどうか判別する枠と認識していますが、「その他」は何を指しているのでしょうか。 ②国レイアウトには「1月から変更があった児童」という欄がありますが、どのような条件の時に「○」を印字する必要があるのでしょうか。	①「その他」は「対象の有無」以外に特筆すべき情報がある場合に表示すると想定しています。 ②前月から児童情報が変わった場合に「○」を印字する想定です。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
82	【別紙2-2-2】帳票 要件_子ども・子育て 支援_260703_01	帳票ID：0280069 横浜市要求事項枝番： ②・③	横浜市要求事項枝番：②通知書（納付書）へ1年間の金額を印字すること。 横浜市要求事項枝番：③通知書（納付書）へ月ごとの金額を印字すること。 と、それぞれに記載があり、現行レイアウトシート「0280069」を確認すると1年（4月～3月）の内容が印字されています。 ②は「1年間の総額を印字すること」という意味ではなく、②③を合わせて「1年間の金額を月ごとに印字すること」と理解すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
83	【別紙2-2-2】帳票 要件_子ども・子育て 支援_260703_01	帳票ID：0280069 横浜市要求事項枝番： ⑤	【要求事項】 横浜市要求事項枝番：⑤ ・通知書（納付書）に金融機関から本市へ支払われた日を管理する 公金日欄（整理年月日）の欄を追加すること。 ・現行の納入通知書のレイアウトは「0280069」シートを参照すること。 【質問事項】 1. 納入通知書の運用について 納入通知書は、市民に対し支払うべき金額や納期限をお伝えするための帳票と理解していますが、「金融機関から横浜市へ支払われた日を管理する」に対して、貴市の想定する運用・用途等をご教授いただけないでしょうか。 2. 公金日欄（整理年月日）について 現行レイアウトシート「0280069」を確認しましたが、「公金日欄（整理年月日）」に該当する項目が無いように思われますが、該当項目を具体的にご教授頂けないでしょうか。	1.「現行の納入通知書のレイアウトは「0280069」シートを参照すること。」という記載は誤記載で、納入通知書には、公金日欄の記載は不要です。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。 納入通知書の送付時に、納付書払いを希望する人には、納付書を同封して送付することを想定しています。 2. 納付書（国の標準帳票ID「0280069」）に公金日欄（整理年月日）がないと、本市の会計処理が行えないため、欄の追加が必要です。
84	【別紙2-2-2】帳票 要件_子ども・子育て 支援_260703_01	帳票ID：0280077	「帳票概要：保育料等を納付したことを証明する証明書」に対して、「用途（目的）」列にて、「保育料の納入通知書及び口座振替での領収のお知らせを対象者に通知するもの。」との記載があります。以下、2点をご教授いただけますでしょうか。 1. 「保育料の納入通知書」について こちらは、「市民に対し支払うべき金額や納期限をお伝えするための帳票」と認識しており、帳票ID=0280069の横浜市要求事項枝番①～⑥にて提示頂いた「0280069」シートの帳票と推測します。納入通知書は市民が支払う前に通知する帳票と認識しておりますが、記載の誤り等はないでしょうか。 2. 「口座振替での領収のお知らせ」について 「口座振替での領収のお知らせ」は、「帳票ID=0280071」、「帳票名称：口座振替済通知書」、「帳票概要：保育料等が口座振替により領収された旨の通知」でよろしいでしょうか。	「保育料の納入通知書」は誤記載です。 納付書払いと口座振替をした人から、納付の証明書を求められたときに発行する「領収のお知らせ」の発行機能が必要です。 現時点では、納付書払いと口座振替の納付手段ごとに発行機能を分ける運用は考えていません。 修正が発生した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
85	【別紙2-2-2】帳票 要件_子ども・子育て 支援_260703_01	帳票ID：0280077 横浜市要求事項枝番： ①	「横浜市備考1」「横浜市要求事項・業務想定」欄に「明細の月毎の行に、口座名義人の欄を設定できること。 ※「0280277①」、「0280277②」、「0280277③」シートを参照すること」と記載があります。 「0280277①」：口座名義人の欄は項目No.15、21でしょうか。 また、項目No.10、20、9、22の項目は何を印字しているのかご教授ください。 「0280277②」：月毎の行に口座名義人の欄が無いように思われます。 どの項目が口座名義人の欄かご教授ください。 「0280277③」：月毎の行に口座名義人の欄が無いように思われます。 どの項目が口座名義人の欄かご教授ください。	0280277②と0280277③は誤添付です。 0280277①のみ参照してください。 No.21に口座名義人というタイトルを印字し、No.15に口座名義人の氏名をカナで印字しています。 No.22に領収日というタイトルを印字し、No.9は、領収日の日付をR〇.〇〇と印字しています。 No.10、20は現状使用せず空欄としています。 また、横浜市要求事項枝番：②についても、0280277②と0280277③は誤添付です。 0280277①のみ参照してください。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
86	【別紙2-2-2】帳票 要件_児童扶養手当 _260703_01	帳票ID：0200047	帳票ID 0200047 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について、要件対応度が「対応必須」になっておりますが、該当する機能ID：0200498 は、都道府県のみが「実装必須」で、指定都市、中核市、一般市区町村では「対象外」となっております。 「対応必須」ではなく、「-」の記載誤りではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。 ※帳票ID：0200048、0200049、0200054～0200056、0200064～0200069 も同様と思われます。 様式修正等ございましたら、修正版の様式をご提示お願いいたします。	御指摘の通り、帳票ID 0200047については、機能ID：0200498により、都道府県のみが「実装必須」のものです。 同様に帳票ID：0200048、0200049、0200054～0200056、0200064～0200069 についても「対応必須」ではなく、「-」となります。 なお、添付資料にて、要件対応度に関する記入誤りが発生した箇所および正しい要件対応度を一覧化し提示しております。 修正した要件書について別途御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
87	【別紙2-6】重要機能要件	「1. 操作権限設定・管理」 - 1.1. 所属単位のアクセス権限管理機能 1.2. 所属単位のアクセス権限管理機能（業務処理単位での実行可否）	アクセス権限管理機能について、政令指定都市要件として、特に区長委任事務に伴う区間異動対応及び居住地特例対応を含む所属単位のアクセス権限管理（重要機能要件1.1、1.2）は重要と考えています。提案システムの標準機能で実現可能か、又は改修が必要かを明確にし、改修が必要な場合の改修規模及び他自治体への横展開時の影響を提案書に明記することを必須とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	提案者においては、本市要求事項に対する対応可否及び実現方法を提案書に具体的に記載してください。実現方法、改修規模、他自治体への展開影響については各社で前提条件が異なるため必須事項とはしません。本市としては、提案内容に基づき評価します。
88	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_子ども・子育て支援_260803_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_子ども・子育て支援」シート No36	人事院勧告差額内訳書について、以下3点をご教授いただけますでしょうか。 ①公定価格欄の新・旧はそれぞれ、人勧後・当初と認識していますが、正しいでしょうか。 また、延長保育や一時預かりの新・旧の考え方をご教授いただけますでしょうか。 ②「その他」とは何を指しているのでしょうか。 また、新・旧の考え方をご教授いただけますでしょうか。 ③「向上支援」とは何を指しているのでしょうか。横浜市様の独自加算のことでしょうか。 また、新・旧の考え方をご教授いただけますでしょうか。	①～③共通：旧が人勧前の最新の支払、新が人勧後の支払、延長保育や一時預かりの新・旧の考え方も同じです。 「その他」は補足給付、何か発生した際の緊急避難用です。 「向上支援」は横浜市独自の加算です。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
89	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_子ども・子育て支援_260803_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_子ども・子育て支援」シート No73、No74	サンプル帳票が提供されていないため、No73、74それぞれの要件に対する必要なデータ項目等詳細をご教授いただけますでしょうか。	以下項目を想定しています。 「（20XX年X月分）児童実績データ（過誤引かない版）」、「（20XX年X月分）児童実績データ（過誤引く版）」ともに、以下の項目を表示。 ・施設情報「施設番号、施設名称、施設種別、所在区、所在区コード、支給対象年月」 ・児童情報「認定証番号、児童氏名（漢字）、児童氏名（カナ）、クラス年齢、生年月日、認定区分、負担区分、預かり区分、本園・分園区分、従業員枠児童区分、利用開始日、利用終了日、版数、取込年月日、請求状態」 ・請求実績情報「公定価格総額、利用者負担額、給付費総額、延長保育事業費総額、一時預かり事業費総額、横浜市助成総額、その他総額」 ・児童実績情報（※）「曜日、利用開始時間、利用終了時間、朝、夕、他、預かり」 ※月の初日から末日までそれぞれ表示されるため各項目×31表示 なお、参考として、帳票サンプルを追加で御提供いたしますので、御確認をお願いいたします。
90	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_06.障害福祉サービス等（受給者管理）_260727_01	「標準仕様書関連要件（機能）_06.障害福祉サービス等（受給者管理）」シート 連番：1	「支給決定取消通知書（案）」「計画相談支援給付費取消決定通知書（案）」 庁内起案用の「通知書（案）」と送付用の「通知書」の仕様差異について確認です。弊社では（案）の様式について以下を想定しておりますが相違ないでしょうか。 ・帳票名に「（案）」と印字される。 ・公印（首長印）は印字されない。 上記以外に異なる出力項目等がございましたらご教示ください。また、もし（案）の帳票サンプルがございましたらご提供いただけますと幸いです。	ご認識の通りです。
91	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_06.障害福祉サービス等（受給者管理）_260727_01	「標準仕様書関連要件（機能）_06.障害福祉サービス等（受給者管理）」シート 連番：1	区間異動時の処理および受給者異動連絡票について、区間異動が発生した際の、システム上の取り扱いやデータ連携に関する以下の3点についてご教授いただけますでしょうか。 1. 受給者異動連絡票の伝送単位について 受給者異動連絡票の情報は、「市全体で1つの台帳」として（国保連等へ）伝送されていますでしょうか。それとも「各区ごとの台帳」として伝送されていますでしょうか。 2. 区間異動時の異動データ作成方法について（※各区管理の場合） 上記1で「各区の台帳」として管理されている場合、区間異動の際は以下のように2つのデータを作成する運用となりますでしょうか。 ・異動元の区：異動連絡票で「台帳の取消」のデータを起こす ・異動先の区：異動連絡票で「新規」のデータを起こす 3. 業務システム上の資格および受給者証番号の扱いについて 上記に関連して、業務システム上で区間異動を登録する際は、「旧区での資格の取消 ⇒ 新区での新規認定」といった取り扱いになりますでしょうか。またその場合、受給者証番号は異動前後で引き継がれるのか、あるいは新しい番号が採番されるのかご教授ください。	1. 市全体で1つの台帳として国保連に伝送しています。 2. 各区管理ではなく市全体で1つの台帳として管理しています。 3. 取り扱いについて、ご認識の通りです。 また、受給者証番号は、同じ番号が引き継がれます。サービス利用者が市区間異動した場合で、継続してサービス利用を希望するとき、転出区で取消手続を、転入区で新たな支給決定を行います。
92	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_06.障害福祉サービス等（受給者管理）_260727_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_06.障害福祉サービス等（受給者管理）」シート No. 15	特に貴市の要求仕様には定めはない認識ですが、区分認定更新対象者一覧について、サンプル帳票の行数（31明細/頁）は、貴市の要求仕様事項に該当しますでしょうか。	行数の指定はございません。
93	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_07.障害福祉サービス等（給付管理）_260706_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_07.障害福祉サービス等（給付管理）」シート No. 1	申請勧奨リストについて、用途（目的）として「高額償還【新高額】において申請勧奨のために使用する。」と記載がありますが、障害福祉サービスおよび障害児通所の有効期間が切れる受給者への勧奨（データ抽出）の用途と捉えてよろしいでしょうか。	サンプル帳票として提供させていただいたものは、区分更新やサービス更新を案内するためのものとなっております。 高額償還【新高額】において申請勧奨のために使用するサンプル帳票2点を別添の通りお送りいたします。 ・65歳前要件該当候補者リスト ・申請勧奨リスト
94	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_07.障害福祉サービス等（給付管理）_260706_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_07.障害福祉サービス等（給付管理）」シート No. 1	申請勧奨リスト（更新サービス一覧、更新認定未申請者リスト、スコア認定更新対象者一覧、生保開廃異動リスト）について、貴市サンプルの通り、「障害福祉サービス」と「障害児通所」を分けて1つのリストにまとめて出力することが必須の要件となりますでしょうか。 ※レイアウト等のすり合わせを行ったうえで、「障害福祉サービス用」と「障害児通所用」で別々のリスト（2種類の帳票）として出力する想定でも問題ないか。	「障害福祉サービス用」と「障害児通所用」で別々のリスト（2種類の帳票）として出力する想定でも問題ございません。
95	【別紙3-1】標準仕様書関連要件_11.補装具_260702_01	「標準仕様書関連要件（帳票）_11.補装具」シート No4、No5	No4 補装具費支給決定通知書（決議書） No5 却下決定通知書（決議書） について、標準仕様書の帳票レイアウトに決裁欄を追加するご要件をいただいております。 本件は以下の要件と同じ要件であり、ワークフロー機能にて対応するものという認識でよろしいでしょうか。 横浜市独自要件_11.補装具_260706_01.xlsx 横浜市独自要件（機能）_11.補装具 連番：5	現時点では本帳票を印刷して決裁を回すことを想定しています。 帳票、ワークフロー機能それぞれにご回答ください。
96	【別紙3-2】横浜市独自要件_01.障害者福祉共通_260727_01	「横浜市独自要件（機能）_01.障害者福祉共通」シート 連番：8	統計情報として出力する際の以下2点の仕様を確認させていただきます。 1. 出力形式について、CSV形式での出力を想定してよろしいでしょうか。 2. 出力対象となる集計項目や統計情報の概要（またはサンプルレイアウト等）」をご提示いただくことは可能でしょうか。	1. CSV形式で問題ございません。 2. 現行システムにはない機能のため、現時点で具体的な集計項目やサンプルレイアウトは定めておりません。 指定事業所管理システムから取り込んだ統計支援ファイルの情報について、将来的な統計資料の作成等に活用できるように、必要なデータを条件指定等により抽出・集計できることを想定しています。
97	【別紙3-2】横浜市独自要件_01.障害者福祉共通_260727_01	「横浜市独自要件（機能）_01.障害者福祉共通」シート 連番：9	本要件は、標準仕様の機能ID「0220699」による事業所台帳情報の一括取込みを指すものでしょうか。もしくは、国保連のインタフェース仕様書（都道府県編）の事業所台帳情報とは異なる独自レイアウトを指すものでしょうか。 機能ID「0220699」と異なる要件の場合、要求事項（対象項目、ファイル形式、連携方式及び利用方法等）をお示しいただけますでしょうか。	標準仕様の機能ID「0220699」による事業所台帳情報の一括取込みを指すもので問題ございません。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
98	【別紙3-2】横浜市 独自要件_06.障害福祉 サービス等（受給者管 理）_260706_01	シート「横浜市独自要 件（機能）_06.障害福 祉サービス等（受給者 管理）」の連番1	ワークフロー機能とはどのような機能を想定しているものでしょうか。 区のサービス決定上の入力順序として、 通常の新規・継続・職権（一部）の場合は負担額判定入力後に起案 帳票を出力することを必須とし、支給量の変更を行う場合は任意で 決定の入力を行うことが可能であればワークフロー機能を満たす として判断できるのでしょうか。 あるいは、入力者が最初に申請を入力する際に選択した内容によっ て、本庁への連携が必要になるなど、入力のプロロー自体を制御する 想定の機能でしょうか。	ワークフロー機能まで実装されていなかったとしても、 支給案件ごとに起案・決裁のステータスが確認できるよ うになっていれば問題ございません。
99	【別紙3-2】横浜市 独自要件_08.自立支援 医療（更生医療）_260703_02	「横浜市独自要件（機 能）_08.自立支援医療 （更生医療）」シート 連番：1	本帳票の印字項目に宛名を加え、窓あき封筒に対応した帳票として 出力できること。という要件について、現在の標準機能（システム 構成）では、宛先と問い合わせ先が印字される「決定通知書」を受 給者証と同時に利用いただく（併用いただく）ことで、窓あき封筒 に対応した宛名を利用できる仕組みとしております。 受給者証送付時には、各種決定通知書は利用されない運用想定（受 給者証の身を単独で送付する運用）となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 支給認定決定通知書等は送付せず、受給者証のみを送付 する運用です。
100	【別紙3-2】横浜市 独自要件_09.自立支援 医療（育成医療）_260703_02	「横浜市独自要件（機 能）_09.自立支援医療 （育成医療）」シート 連番：1	本帳票の印字項目に宛名を加え、窓あき封筒に対応した帳票として 出力できること。という要件について、現在の標準機能（システム 構成）では、宛先と問い合わせ先が印字される「決定通知書」を受 給者証と同時に利用いただく（併用いただく）ことで、窓あき封筒 に対応した宛名を利用できる仕組みとしております。 受給者証送付時には、各種決定通知書は利用されない運用想定（受 給者証の身を単独で送付する運用）となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 支給認定決定通知書等は送付せず、受給者証のみを送付 する運用です。
101	【別紙4-2】連携要 件_14_児童票管理 _260706_01	「連携要件（Input） _14_児童票管理」シー ト #9 「連携要件（Output） _14_児童票管理」シー ト #3	重複児児童票情報は児童家庭相談システムからどのような項目で 連携されるのかご教示ください。また児童家庭相談システムに対し て、どのような項目で連携すべきかご教示ください。	児童家庭相談システムから、入所措置に紐づく児童票を 一意に特定し、他の児童票との重複を避けるための識別 情報を連携する想定です。 また、次期福祉保健システムからは、対象児童・児童票 の識別情報および徴収額算定等の処理結果を返却するこ とで、児童家庭相談システムと次期福祉保健システム間 で同期をとる想定です。 なお、重複児児童票の判定方法、連携対象、連携項目 および双方向連携の要否については、貴社システムの仕 様によっても対応方法が変わることから要件定義工程に おいて所管課および児童家庭相談システム側と確認のう え、最終仕様を調整する想定です。
102	【別紙4-2】連携要 件_14_児童票管理 _260706_01	「連携要件（Input） _14_児童票管理」シー ト #10～#14	児童家庭相談システムからどのような項目で連携されるのかご教示 ください。	主には、処理情報（処理日、児童相談所担当者、処理区 分等）、措置決定情報（決定日、被虐待児加算の有無、 措置理由）、入所施設情報（措置施設、受診券・被服券 の有無、交付日、保険証の有無、保険種別、保険者番 号、保険証の記号・番号、保険者名、施設名・保護者名 の印字設定、受診券に印字する通称名）等を想定してい ます。児童家庭相談システムから当該児童の措置の状況 について情報を得ることで、児童福祉費負担金の計算が できるようにします。
103	【別紙4-2】連携要 件_15_養護老人ホーム _260804_01	「連携要件（Output） _15_養護老人ホーム」 シート #1	養護老人ホームから介護保険システムに「介護保険料賦課情報・収 納済額データ」を連携する目的・用途等をご教示ください。またど のような項目で連携すべきかご教示ください。	介護保険料サービス負担加算の該当者になるか、利用状 況の確認で使用します。これによって利用料や徴収額の 決定、収入認定に影響します。
104	【別紙4-2】連携要 件_18_助産施設 _260728_01	「連携要件（Output） _18_助産施設」シート #1	助産施設における資格情報の参照権限については、機能要件上で特 段指定はない認識でよろしいでしょうか。 ※他事業での類似要件として「母子生活支援施設」でも同様の要件 ございますが、そちらでは機能要件として参照更新できる権限等の 要件の記載があります。	参照権限の指定があります。 例：鶴見区の妊婦に対し鶴見区が助産を決定した場合、 その台帳は鶴見区のIDでしか参照することはできない （決定した担当区のみ参照可となる） 他区は事業名と受給状況、受給年月日のみ参照可。
105	【別紙6】運用要件 <非常時対応>	「1. 障害対応」（3. 一次切り分け、4. 一次 対応）	通知書発行や認定処理等バッチ処理日が固定される業務が多いた め、夜間・休日の障害発生時において、保守要員がシステム開発要 員への問い合わせを介さず、即時に原因究明及び一次対応を完結で きる体制を必要要件とすべきと考えます。対応できない場合、一次 対処完了までに想定される時間及び遅延による業務影響範囲を具体 的に提案書へ記載することを求めるべきではないでしょうか。	本市が要求する事項については、仕様書及び仕様書別紙 に記載のとおりです。 記載いただいた事項については貴社御提案の中で表現い ただければと思います。
106	【別紙8】委託契約約 款	第5条2項	「委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにか かわらず、当該契約の履行目的物の内容を受託者の承諾なく自由に 公表でき」とありますが、新規に作成する納品物において、受託者 の営業秘密を含むものについては、受託者の事業活動に支障が生じ る可能性があるため、不正競争防止法の観点からも、公表の前に、 その可否について確認をお願いしたいのですが可能でしょうか。	委託契約約款に記載のとおり、協議が可能な場合もあり ます。
107	補足資料3_共通機能 等の概要	P.13 3. 次期福祉保健シ ステムの共通機能実現イ メージ 3.5. システム運用保 守体制の構築	月間平均2,500件超のバッチ処理に係るスケジュールおよびパラメ ータ管理の要件については、保守員がスケジュール管理だけでなく、 バッチ異常終了時に状況に応じたスケジュール変更を即時判断でき る要員配備が必要と考えますが、その認識でよいでしょうか。	補足資料3の3.5に記載の内容を達成するにあたり、貴 社が必要と考える要員配備について御提案ください。
108	補足資料3_共通機能 等の概要	3. 次期福祉保健シ ステムの共通機能実現イ メージ 3.1. 本章に記載する 共通機能の位置づけと 取扱いについて	現行システムに実装されている機能のうち、提案システムに標準機 能として備わっていない機能がある場合、 基本的には、現行システムの仕様を解析して改修可能か判断した上 で、改修するか、業務運用の変更による対応を行うかの判断をする という流れでよろしいでしょうか。 住記システムや税システム間において、相手システムの変更（標準化 など）により独自仕様が多数存在すると思われます。 基本機能に付随する独自仕様は、現行システムの仕様を取込む必要 があるという認識です。 例） ①住記や税の標準化前に登録されている過去履歴データを利用す る場合、データをPKGで拾ってくるだけでは実装不可で 現行システムのようにVIEWを用いるような変換処理が必要 ②金額項目について、事業によっては金額単位が異なり、×百円と いう表記が必要なケースがある。 ③個人の検索時に1つの検索条件で複数の字体で検索を行う必要が あるなど。	仕様書及び仕様書別紙で本市が要求している機能のう ち、提案されるシステムに標準機能として備わっていない 機能がある場合、と読み替えてご回答します。 前提として、本市が要求する要件への対応可否、実現方 法及び改修要否については、提案時にパッケージ改修、 関連システム等での実現方法を御検討いただき、各要件 書に御回答をお願いいたします。 また、住記システム及び税システムに限らず、他システ ムとの連携については、国の機能別連携仕様並びに本仕 様書及び仕様書別紙に即した対応を前提とし、必ずしも 現行システムの連携仕様を取り込む必要はありません。 具体的な実現方法は、標準準拠に影響を与えないことを 前提として、提案者において検討してください。

NO	対象資料	対象箇所	質問	回答
109	補足資料3_共通機能等の概要	3.3. 帳票印刷機能	認証印刷（セキュアプリント）に関する要件の記載がありますが、認証方式について現在利用されている（または導入予定）方式等資料がありましたらご教授ください。現在利用されている方式等ありましたら、認証印刷のソフトウェア、クライアントPCでの認証方法および認証装置の機種等ご回答いただけますようお願いいたします。	現時点では具体的な方策はなく、実績があれば御提案ください。想定イメージとして、本市庁舎内で導入している「SmartSESAME SecurePrint!」について、以下メーカーホームページに導入事例として紹介されています。 https://sesame.cec-ltd.co.jp/cases/30.html
110	横浜市福祉保健システム個別移行計画書	5.2. 周辺機器委託業務の調達範囲及び単位	「現時点では既存機器の継続利用を想定」とありますが、現在利用されているプリンタ機種、台数をご教授ください。	プリンタ機種、台数については次のとおりです。 プリンタ機種： ①MultiWriter 3M550（型番：PR-L3M550） ②MultiWriter 8700（型番：PR-L8700） プリンタ数：計333台 (R8/9/10時点)
111	横浜市福祉保健システム個別移行計画書	P.21 4. 福祉保健業務の移行方針 4.1. 福祉保健業務の移行方針	同ページ内「福祉保健業務の移行方針」に「パッケージ仕様とのGAPについては業務内容を見直し、運用の見直しもしくは外付けシステムでの対応と整理する」との記載があります。この前提として、一部機能を外付けシステムとした場合でも帳票要件(帳票管理、発行履歴、直接印刷、認証印刷等)や認証、セキュリティ要件、住登外機能との連携実装などのシステム全体に関わる共通要件については機能・非機能共に満たすことが必須条件になると考えています。認識は合っておりますでしょうか。	次期福祉保健システムとして必須となる要件については、仕様書及び仕様書別紙に記載を御確認いただき、貴社の想定に沿った御提案をお願いいたします。
112	横浜市福祉保健システム補足資料3_共通機能等の概要	4.3. 情報共有基盤の一部機能廃止への対応方針 3.3. 帳票印刷機能	貴市の情報共有基盤については、令和12年度以降においても仮想基盤サービス等、一部サービスは継続提供予定とお見受けします。福祉保健システム内での用途を前提として、帳票直接印刷機能、ファイル一元管理の機能を実装するため、仮想マシンの払い出しは可能でしょうか。また、仮想基盤サービスが利用可能な場合、制限・制約等はございますか。	利用できない想定で御提案ください。
113	提案評価表	1 実績 1-1 政令指定都市での標準化移行業務の受託実績	契約書の表紙の写しに、標準化移行業務と類推することが難しい件名の場合（再構築業務など）、標準化移行業務とわかるよう、仕様書の類推可能部分を抜粋し、添付した方がよいでしょうか。	お見込みのとおりです。添付をお願いします。
114	提案評価表	2-1 実施体制	「本委託に関係する要員を記載すること。」とありますが、プロジェクト責任者・プロジェクト管理者・作業グループリーダー・作業担当者等、バネームで書くという理解でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
115	提案評価表	7-9 帳票情報の読み取り方法	「帳票に印字された二次元コード等を用いた対象者特定及び情報登録」とありますが、当該要件は帳票印字による方式を必須とするものか、同等の業務負荷軽減及び誤登録防止を実現できる方式であれば提案可能との理解でよいでしょうか。	本要件について、帳票印字による方式を必須とします。実現方式について、同等の業務負荷軽減及び誤登録防止を実現できるのであれば、二次元コード以外の方法も可とします。
116	提案評価表	N07-9	本提案においては、操作研修に必要な機器・機材を除き、端末・プリンタ等の周辺機器等の機器は貴市要求事項の対象外と認識しております。N07-9を提案するうえで、二次元コード等のリーダーが必要になると思いますが、提案書にて端末推奨構成等、必要な機器を事業者から示したうえで、貴市にて準備する理解でよろしいでしょうか。見積等必要な場合は、現行の読み取り機器台数等、最低限必要となる台数をご教示ください。	御認識のとおり、お示しいだいた機器について、本市で準備をいたします。また、提案時点で見積の提示は不要です。
117	提案評価表	9 運用保守 9-3 稼働直後のフォローと体制	『パッチ処理等の定例スケジュール管理』と記載がありますが、稼働直後と通常運用時の運用差異を記載する認識でよろしいでしょうか。弊社では両方で定例スケジュール及び運用方法に差異がない想定です。本項目においてはどのような観点の記載を求められているかご教示ください。	提案書要求事項に記載のとおり、システム稼働直後は通常運用時と比較し、障害対応や問合せ対応が増加すると想定しているため、本提案を求めています。当該要件ご御確認いただき、貴社の想定に沿った御提案をお願いいたします。
118	提案書作成要領	P.2 (1) 提出資料一覧	電子媒体に収録する提案書は、副本ではなく、正本データを格納するという認識でよいでしょうか。	提案書作成要領の2に記載のとおりです。
119	提案様式3_費用見積書	記載方法全般	貴市仕様書上で定めるシフト（令和11年度末）・リフト（令和12年度末）の事項を除けば、本業務委託終了予定以前であれば、システム稼働時期の定めはない認識となります。参考見積としてご提示する運用保守費用は、各事業者で提案するシフト・リフトの稼働時期から起算して、60か月分の経費を分類「ランニングコスト」に計上すればよろしいでしょうか。※区分（イニシャル・ランニング）、記載期間の確認となります。	御認識のとおりです。
120	誓約書	-	「(1)政令指定都市のシステム標準化実績を有する者であること。」とありますが、福祉業務に限定せず、実績を有していることで宜しいでしょうか。また、提案書提出時点で、政令指定都市のシステム標準化実績を有している必要があるということでもよろしいでしょうか。	誓約書(1)について、ご認識のとおりです。また、提案書提出時点で政令指定都市のシステム標準化に係る契約実績があればよく、稼働実績までは求めません。

電子申請・ポータル等連携一覧（連携要件）

No	標準/標準外	連携先	事業	該当の連携要件ID	該当資料名（拡張子無し）	シート名
1	標準	びったりサービス、マイナポータル	児童手当	029o001	連携要件_児童手当_260708_01	標準仕様_連携要件（Input）_児童手当
2	標準	マイナポータル	児童手当	029o002	連携要件_児童手当_260708_01	標準仕様_連携要件（Input）_児童手当
3	標準	びったりサービス	児童扶養手当	029o001	連携要件_児童扶養手当_260706_01	標準仕様_連携要件（Input）_児童扶養手当
4	標準	びったりサービス	子ども・子育て支援	029o001	連携要件_子ども・子育て支援_260728_01	標準仕様_連携要件（Input）_子ども・子育て支援
5	標準	びったりサービス	障害者福祉	029o001	連携要件_障害者福祉_260727_01	標準仕様_連携要件（Input）_障害者福祉
6	標準	電子申請	障害者福祉	029o002	連携要件_障害者福祉_260727_01	標準仕様_連携要件（Input）_障害者福祉
7	標準	びったりサービス	養育医療	029o001	連携要件_養育医療_260803_01	標準仕様_連携要件（Input）_養育医療
8	標準外	バマトコ、電子申請	07_特別乗車券（母子児	8	連携要件_07_特別乗車券（母子児扶）	連携要件（Input）_07_特別乗車券（母子児扶）
9	標準外	電子申請	27_小児慢性特定疾病医療	21	連携要件_27_小児慢性特定疾病医療_260706_03	連携要件（Input）_27_小児慢性特定疾病医療
10	標準外	電子申請	29_ヨコハマあんしん登録	5	連携要件_29_ヨコハマあんしん登録_260706_03	連携要件（Input）_29_ヨコハマあんしん登録
11	標準外	横浜市電子申請、届出システム、電子	33_重度障害者医療費助成	29	連携要件_33_重度障害者医療費助成_260803_01	連携要件（Input）_33_重度障害者医療費助成
12	標準外	横浜市電子申請、届出システム、電子	33_重度障害者医療費助成	5	連携要件_33_重度障害者医療費助成_260803_01	連携要件（Output）_33_重度障害者医療費助成
13	標準外	バマトコ、電子申請	34_ひとり親家庭等医療費助	27	連携要件_34_ひとり親家庭等医療費助成	連携要件（Input）_34_ひとり親家庭等医療費助成
14	標準外	電子申請	34_ひとり親家庭等医療費助	28	連携要件_34_ひとり親家庭等医療費助成	連携要件（Input）_34_ひとり親家庭等医療費助成
15	標準外	バマトコ、電子申請	34_ひとり親家庭等医療費助	7	連携要件_34_ひとり親家庭等医療費助成	連携要件（Output）_34_ひとり親家庭等医療費助
16	標準外	バマトコ、電子申請	35_小児医療費助成	22	連携要件_35_小児医療費助成_260706_03	連携要件（Input）_35_小児医療費助成
17	標準外	バマトコ、電子申請	35_小児医療費助成	5	連携要件_35_小児医療費助成_260706_03	連携要件（Output）_35_小児医療費助成